

○航空自衛隊監察実施規則

昭和51年10月5日 航空自衛隊達第26号
航空幕僚長 空将 角田義隆

改正 平成15年3月26日 航空自衛隊達第8号
平成19年1月5日 航空自衛隊達第1号
平成29年6月27日 航空自衛隊達第28号

航空自衛隊監察実施規則を次のように定める。

航空自衛隊監察実施規則（登録外報告）

航空自衛隊監察実施規則（昭和42年航空自衛隊達第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊における監察の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（監察の意義）

第2条 航空自衛隊における監察とは、部隊及び機関（以下「部隊等」という。）の実情を客観的かつ総合的に調査し、もって隊務の適正な運営を確保するために必要な施策の推進に資することをいう。

（監察の主眼）

第3条 監察は、任務の遂行を阻害する要因を早期に発見し、これに対して隊務の適正な運営確保のための改善施策を推進させ、かつ、被監察部隊等の自主的な改善活動に資することを主眼として行うものとする。

（監察の対象）

第4条 監察は、部隊等の組織、機能及びすべての業務を対象とする。

（監察の区分）

第5条 監察は、前条に規定する監察の対象の全般について実施する総合監察と、その一部に限定して実施する特定監察とに区分する。

（監察実施部隊等の長）

第6条 監察は、航空幕僚長及び監察組織を有する部隊等の長（以下「監察実施部隊等の長」という。）が実施することを原則とする。

（監察団）

第7条 監察実施部隊等の長は、監察にあたっては監察団を組織し監察を実施させるものとする。

2 監察団は、通常、監察団長及び補佐官をもつて構成するものとする。

（監察の実施）

第8条 監察は、特別の場合を除き、被監察部隊等の通常の業務の状態において実施するものとする。

2 監察実施部隊等の長は、必要に応じ、監察団長に命じ監察の事前若しくは事後における資料の収集又は隷下の関係部隊等の調査を実施させることができる。

3 監察団長は、必要に応じ、被監察部隊等の長に所見を述べるものとする。
(監察報告)

第9条 監察団長は、監察終了後その結果を監察実施部隊等の長に報告するものとする。

(監察結果に基づく処置)

第10条 監察実施部隊等の長は、前条の報告に基づき、被監察部隊等の長及び隷下の関係部隊等の長に所要の措置をとらせるものとする。

2 監察実施部隊等の長、被監察部隊等の長及び隷下の関係部隊等の長は、監察の結果に基づき、自主的に改善施策を実施するものとする。

3 監察実施部隊等の長は、監察の結果に基づく改善状況について、必要に応じ確認の措置をとるものとする。

(監察実施部隊等の長以外の部隊等の長の行う監察)

第11条 監察実施部隊等の長以外の部隊等の長は、必要がある場合には、この達を準用して監察を実施することができる。

(航空幕僚長に対する報告)

第12条 防衛大臣直轄部隊等の長及び航空方面隊司令官は、この達に基づく監察を実施したときは、所要事項を航空幕僚長(監理監察官気付)に報告するものとする(登録外報告)。

2 航空方面隊司令官は、前項の報告にあたっては航空総隊司令官を経由するものとする。

(委任規定)

第13条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、監察実施部隊等の長が定めるものとする。

附 則

1 この達は、昭和52年1月1日から施行する。

2 航空自衛隊安全管理規則(昭和46年航空自衛隊達第8号)の一部を次のように改正する。

第12条中「昭和42年航空自衛隊達第25号」を「昭和51年航空自衛隊達第26号」に改める。

第24条中「及び第12条に定める監察結果」を削る。

附 則(平成15年3月26日航空自衛隊達第8号抄)

1 この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日航空自衛隊達第 1 号抄）

- 1 この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 29 日航空自衛隊達第 28 号抄）

この達は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。